

## 【障害者保健福祉について】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされている。

※ 「障害者総合福祉法(仮称)」は平成25年8月までに実施。

- この「障害者総合福祉法(仮称)」の検討のために、平成22年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。

・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。

・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。

⇒平成22年6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第1次意見)」を取りまとめ。同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。

- この新たな制度ができるまでの間、平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。

- また、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立したところ。

# 障害者制度改革の推進体制

## 障がい者制度改革推進本部

(内閣総理大臣を本部長としすべての  
国務大臣で構成)

## 障がい者制度改革推進会議

(障害者、障害者の福祉に関する事業  
に従事する者、学識経験者等)

## 部会(施策分野別)

● 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めるため、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、H21年12月8日閣議決定により設置。

● 当面5年間の障害者制度改革の集中期間と位置付け、

- ・ 改革推進に関する総合調整
- ・ 改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
- ・ 「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

● 障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見。

(H22年1月以降30回開催。6月7日に第一次意見、12月17日に第二次意見取りまとめ。)

必要に応じ、部会を開催

- ・ 総合福祉部会をH22年4月以降12回開催
- ・ 差別禁止部会をH22年11月以降2回開催

※開催回数は平成23年2月22日現在

### 【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・ 障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・ 障害を理由とする差別等の禁止に係る制度(差別禁止部会をH22年11月に設置)
- ・ 教育
- ・ 労働・雇用
- ・ 障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月に設置)

等

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

## 目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

## 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 制度的課題における改革の方向性

#### (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実
- ・及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・雇用のない社会づくり

#### (2) 障害のとりえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

### 制度的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
  - ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
  - ・担う役割を明確化し、障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的地位付け等
- 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

#### (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築
- 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す  
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

#### (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の各層のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築
- 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

## 工程表

	平成21年12月～平成22年12月	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
制度的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	障害者基本法改正・改正・制度改正の推進体制等に関する法案の提出	障害者総合福祉法(仮称)の提出	障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法案の一括整備法案も検討)	8月までの施行
※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的就労への労働法規の適用の在り方</li> <li>・雇用率制度についての検証・検討</li> <li>・職場での合理的配慮確保のための方策</li> </ul>				
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向</li> <li>・手話・点字等を通じた教員の確保・専門性の向上に係る方策</li> </ul>				
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の所得保障の在り方を公的年金の根本見直しに併せて検討</li> <li>・住宅の確保のための支援の在り方</li> </ul>				
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費用負担の在り方(応能負担)</li> <li>・社会的入院を解消するための体制</li> <li>・精神障害者の強制入院等の在り方</li> </ul>				
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・療育支援体制の改善に向けた方策</li> </ul>				
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討</li> </ul>				
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方のバリアフリー整備の促進等の方策</li> </ul>				
(8) 情報アクセス・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方</li> <li>・障害特性に合わせた災害時緊急連絡の伝達の方策</li> </ul>				
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組</li> <li>・投票所のバリア除去等</li> </ul>				
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策</li> </ul>				
(11) 国際協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献</li> </ul>				

※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期を配定

# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

## ① 趣旨

公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に
- 一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## ④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 一 相談支援体制の強化 [ 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 ]
- 一 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勸案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 一 在園期間の延長措置の見直し [ 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 ]

## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日  
(平成23年10月1日（予定））から施行

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化) (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日  
(平成24年4月1日（予定））から施行